

コロナ感染症に係る均等割特例措置の経緯について

○ コロナ軽減措置【R2年2月1日～R4年1月31日】(2年間) 終了

対象法人	1号～4号法人(資本金1億円以下) (約10,000/11,400法人 約88%)
軽減後税率	制限税率 ⇒ 標準税率

・ コロナの感染拡大による経済への影響が不透明であったため、令和2年2月から令和4年1月まで2年間の限定で一律に軽減する措置を実施

➡ 業績が低迷した業種(飲食・旅客・交通等)ばかりでなく、業績が伸びた業種(小売・半導体・衛生用品等)もあり、コロナの経済への影響は限定的であったため令和4年1月で終了

均等割	資本金等の額	従業者数	法人数	減免前	→	減免後	減免額
4号	1千万円超 1億円以下	50人超	196	18万円	→	15万円	3万円
3号	1千万円超 1億円以下	50人以下	1,738	15.6万円	→	13万円	2.6万円
2号	1千万円以下	50人超	77	14.4万円	→	12万円	2.4万円
1号	1千万円以下 又は公益法人等	50人以下	8,069	6万円	→	5万円	1万円

○ コロナ減免措置【R4年2月1日～R5年1月31日】(1年間) 継続中

対象法人	1号～4号法人(資本金1億円以下) コロナ前より売上30%以上減
減免後税率	制限税率 ⇒ 標準税率

・ コロナ感染症の影響は収まっていないため、コロナ前よりも売上が30%以上減少した法人にコロナ軽減措置と同等となる減免を実施

【減免実績】(R4. 12. 20現在)

減免件数(7,632申告中)	減免額
544件(7.1%)	6,399,300円

【内訳】

1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	内 税割あり
479件	0件	60件	5件	51件

コロナ減免措置延長について

○ コロナ感染症による売上げの減少は、一定程度残っていると考えられる現状であることから、減免期間を1年間延長する。

減免期間

令和4年2月1日

令和5年1月31日

1年間延長

令和6年1月31日

【コロナからの景気回復対策】

国： ・ 観光需要喚起策として「全国旅行支援」を開始 ・ コロナ水際対策の外国人入国制限の見直しが行われ入国者総数の上限が撤廃
市： ・ 押し店プラチナチケットの発行、ながのビッグプレミアム商品券の発行 ・ 建設業、製造業、運送業を営む市内中小事業者の事業継続を支援